

第3号議案

定款変更について

正会員については、従来、千葉県に居住又は勤務する看護師等に限定していたが、県外に居住かつ勤務することとなった正会員の継続加入の意思を考慮するとともに、会員増の促進を図るため、県外に居住かつ勤務することとなった場合も継続加入を希望する者については正会員とすることに改めるものである。

事業報告については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第126条第3項により、理事は事業報告の内容を総会に報告しなければならないと規定されているが、本協会では総会の決議事項としているため、法律の規定どおり報告事項に改めるものである。

役員の報酬等については、本協会では総会において定める総額の範囲内で、理事会の決議により別に定める理事等の報酬及び費用に関する規程により定めているが、規定の整備が必要な箇所があるため所要の改正を行うものである。

1 定款変更(案)

現 行	変更案（下線部が変更箇所）
(会員の種別) 第5条 この法人の会員は次のとおりとする。 (1) 正会員 千葉県に居住し又は勤務する看護師等の免許（以下「免許」という。）を有する者であって、この法人の目的に賛同して入会した個人	(会員の種別) 第5条 この法人の会員は次のとおりとする。 (1) 正会員 ア 千葉県に居住し又は勤務する看護師等の免許（以下「免許」という。）を有する者であって、この法人の目的に賛同して入会した個人 イ <u>アの正会員であった者で、千葉県外で居住かつ勤務することとなった場合において、この法人への加入の継続を希望した個人</u>
(権限) 第12条 総会は、次の事項について決議する。 (1)～(6) 略 (7) 事業報告書の承認	(権限) 第12条 総会は、次の事項について決議する。 (1)～(6) 略 <u>(削除)</u>

<p>(8) 定款の変更 (9) 事業の全部又は一部の譲渡 (10) 解散及び残余財産の処分 (11) その他総会で決議するものとして 法令又はこの定款で定められた事項</p>	<p>(7) 定款の変更 (8) 事業の全部又は一部の譲渡 (9) 解散及び残余財産の処分 (10) その他総会で決議するものとして 法令又はこの定款で定められた事項</p>
<p>(役員報酬等) 第 27 条 理事及び監事に対して、その職務の対価として総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準にしたがって算定した額を報酬等として支給することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める理事等の報酬及び費用に関する規程による。</p>	<p>(役員報酬等) 第 27 条 理事及び監事に対して、その職務の対価として総会において定める総額の範囲内で、<u>報酬を支給することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に<u>定める。ただし、監事の報酬については、監事の協議による。</u></p>
	<p>附則 一部変更 <u>令和 6 年 6 月 20 日から施行する。</u> <u>(第 5 条第 1 項 正会員の対象拡大、第 1 2 条 決議事項の変更、第 2 7 条 役員報酬等の規定整備)</u></p>

【参考】

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）（抄）

（理事の報酬等）

第 89 条 理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

（監事の報酬等）

第 105 条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

2 監事が二人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款の定め又は社員総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定める。

（計算書類等の定時社員総会への提出等）

第 126 条 次の各号に掲げる一般社団法人においては、理事は、当該各号に定める計算書類及び事業報告を定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。

一 監事設置一般社団法人（理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人を除く。）

第 124 条第 1 項の監査を受けた計算書類及び事業報告

二 会計監査人設置一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。） 第 124 条第 2 項の監査を受けた計算書類及び事業報告

三 理事会設置一般社団法人 第 124 条第 3 項の承認を受けた計算書類及び事業報告

四 前三号に掲げるもの以外の一般社団法人 第 123 条第 2 項の計算書類及び事業報告

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 理事は、第 1 項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

○国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト（公益法人 information 問V-6-①）

理事によるお手盛りを防止するという一般社団・財団法人法の趣旨からは、定款又は社員総会若しくは評議員会においては、理事の報酬等の総額を定めることで足り、理事が複数いる場合における理事各人の報酬等の額を、その総額の範囲内で理事会の決議によって定めることは差し支えないと解されます。